

第 146 回：セルフメディケーション税制

今年の1月より新たにセルフメディケーション税制という減税政策が施行されました。初めて耳にするという方も多いと思いますので、その制度の内容についてご紹介致します。

1. セルフメディケーション税制でどのくらい節税になるの？

簡単に言うと、医療費控除※1の特例で、きちんと健康診断などを受けている人が、対象となる薬局・薬店・ドラッグストアなどで販売されている医薬品(以下、OTC医療品という)の年間購入額が12,000円を超える場合に、88,000円を限度に所得控除※2を受けることができます。

【具体例：年収600万円（給与）で扶養1名の方が年間OTC医療品を4万円購入した場合】

■減税額

①所得税5,600円

②住民税2,800円

合計8,400円※3の減税になります。

2. どんな人が対象になるの？

下記項目すべてに該当する人が対象になります。

①所得税、住民税を納めている

②1年間に健康維持や疾病予防への取り組みを行っている(定期健康診断、健康診査、予防接種、特定健康診査(メタボ健診)、がん検診)※4

③1年間で対象となるOTC医療品の年間購入額が12,000円を超える(扶養家族分を合算)

3. どんな医薬品が対象なの？

厚生労働省のホームページに掲載されている医薬品が対象となります。

対象となる医薬品は痛み止め薬や湿布薬、風邪薬、胃腸薬、水虫薬、軟膏クリーム、禁煙補助剤など約1,500種類が登録されています。

OTC医療品を購入した際にはレシート、領収書に対象医薬品であることが表記されているので、大切に保管しておきましょう！

OTC医療品のパッケージには下記のようなマークが記載されています。



※日本一般用医薬品連合会HPより引用

4. 医療費控除とどちらがお得？

この制度は医療費控除の一部であるため、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制との併用ができないので注意が必要です。どちらとも該当する場合はどちらを選択するのがお得でしょうか。

【具体例：年間の医療費が12万円でOTC医療品購入額が4万円の場合】

医療控除の額20,000円<セルフメディケーション税制の控除額28,000円

■医療費控除の計算

120,000円 - 100,000円 = 20,000円 (控除額)

■セルフメディケーション税制の計算

40,000円 - 12,000円 = 28,000円 (控除額)

この場合だと、セルフメディケーション税制の方の控除額が大きくなります。
つまり、**【年間の医療費-10万円】と【年間のOTC医療品購入額の総額-12,000円】の大きい方の額**を選択して確定申告することが重要になります。

これまでは、年間医療費額が10万円を超えなければ適用にならなかった医療費控除ですが、本制度の施行により年間のOTC医療品購入額が12,000円を超えれば適用になるので該当する方が増えることとなります。

OTC医療品購入額は扶養家族分も含まれるので、家族内でドラッグストアや薬局等にて購入したOTC医療品のレシートや領収書は必ず保管し、忘れずに確定申告をしましょう！

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所にご連絡下さい！

※1

医療費控除とは、1年間で本人や生計を一にする配偶者、親族のために支払った医療費が10万円を超えた場合に、その超えた金額が控除される制度です。(最高で200万円)

※2

所得控除とは、所得税額を計算するときに納税者の個人的事情を加味した上で、各種所得の合計額を減らして税負担を軽くする制度です。所得税額は、控除後の金額を基礎として計算されます。種類としては、雑損控除、社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除等があります。

※3

■所得控除額の計算

40,000円 - 12,000円 (下限額) = **28,000円**

■減税額の計算

所得税：28,000円(控除額) × 20% = 5,600円

住民税：28,000円(控除額) × 10% = 2,800円

減税額合計：8,400円

※4

取り組みについては、各診查での領収書及び結果通知表を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。